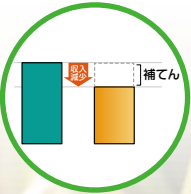
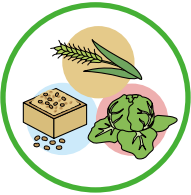


経営所得安定対策と米政策



1 農業者（産地）の主体的な取組による需要に応じた生産の推進

1）令和6年産米の作付面積と米価

2）令和7年産における需給の見通し

3）農業者（産地）自らの経営判断による需要に応じた生産・販売

4）令和7年産に向けた兵庫県農業活性化協議会の取組

2 作付転換への支援

1）水田活用の直接支払交付金等

2）兵庫県で設定する産地交付金

3）畑地化促進事業

4）麦・大豆の国産化の推進

3 経営所得安定対策

1）支援対象は認定農業者、集落営農、認定新規就農者

2）畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

3）収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

4）交付金の交付スケジュール

5）農業経営基盤強化準備金制度

4 収入保険制度

2

2

2

3

4

5

5

7

9

10

11

11

12

14

15

16

17

1 農業者(産地)の主体的な取組による 需要に応じた生産の推進

1) 令和6年産米の作付面積と米価

主食用米の作付面積、1.7万ha増

令和6年産の主食用米の作付面積は前年産(124.2万ha)から1.7万ha増加し、125.9万haとなりました。戦略作物等は、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米が前年より増加しました。

また、令和6年産の米価は前年産に比べ、令和7年1月までの相対取引価格で8,740円上がっています。

令和5年産米・令和6年産米においても、生産者の判断による需要に応じた生産が着実に定着してきています。

●主食用米及び戦略作物等の作付状況

(参考)
(単位: 万ha)

	主食用米	備蓄米	戦略作物等							
			加工用米	新規需要米				麦	大豆	その他
				飼料用米	WCS用稲 (稲発酵 粗飼料用稲)	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)			
R3年産	130.3	3.6	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2
R4年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9
R5年産	124.2	3.5	4.9	13.4	5.3	0.8	0.9	10.5	8.8	8.5
R6年産	125.9	3.0	5.0	9.9	5.6	0.6	1.1	10.3	8.4	7.4

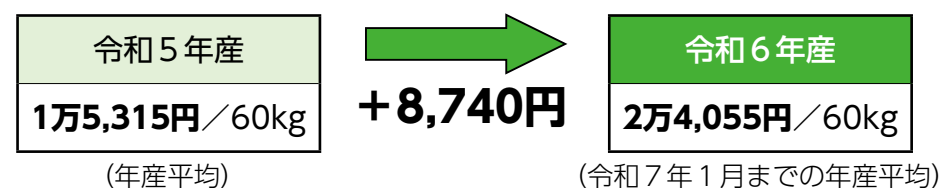
注1: 加工用米及び新規需要米(飼料用米、WCS、米粉用米、新市場開拓用米)は取組計画の認定面積。

注2: 備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

注3: 麦、大豆、その他(飼料作物、そば、なたね)は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

注4: R6年産の麦、大豆及びその他については畑地化面積を含まない。

●相対取引価格の推移



2) 令和7年産における需給の見通し

令和7年産主食用米等生産量の見通しは、令和6年産米の生産実績(令和6年9月25日現在の予想収穫量)と同水準の「683万トン」と示されました。

●令和7/8年の主食用米等の需給見通し(令和7年1月公表)

(単位: 万トン)

令和7年6月末民間在庫量	A	158 ¹
令和7年産主食用米等生産量	B	683 ²
令和7/8年主食用米等供給量計	C = A + B	841
令和7/8年主食用米等需要量	D	663 ³
令和8年6月末民間在庫量	E = C - D	178

注1: 上記の見通しは国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式による輸入米は含まれない。

注2: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

1 令和7年6月末民間在庫量は、158万トンと見通す。

(参考) 6月末民間在庫量の推移

(単位: 万トン)

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
民間在庫量	220	226	204	199	190	189	200	218	218	197	153

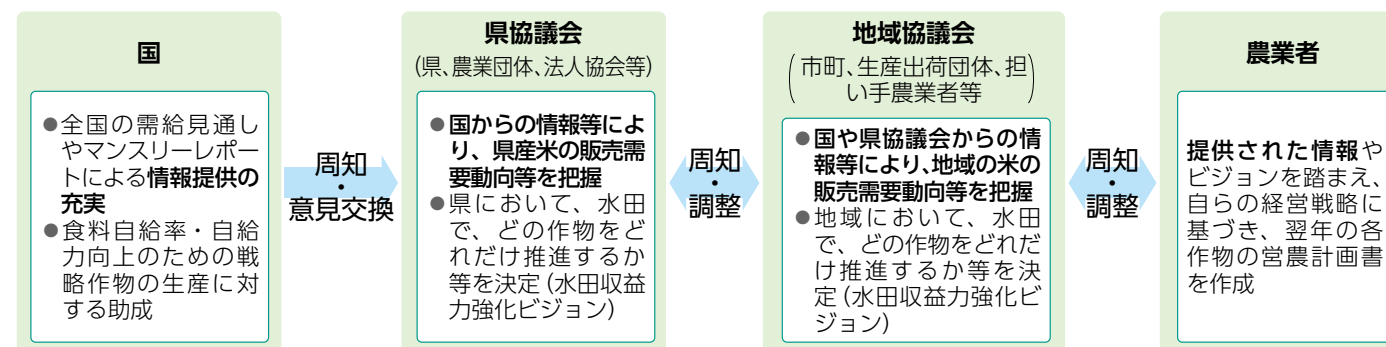
2 令和7年産主食用米等の生産量の見通しは、令和6年産主食用米等の生産実績(令和6年9月25日現在の予想収穫量)と同水準の683万トンと設定。

3 需要量は平成8/9年から直近までの需要実績等を用い、トレンドで算出した令和7/8年の1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて663万トンと見通す。

3) 農業者(産地)自らの経営判断による需要に応じた生産・販売

平成30年産から行政による生産数量目標の配分に頼らず、農業者(産地)の主体的な判断により需要に応じた生産・販売が行われています。国は農業者(産地)が主体的な取組を円滑に進められるよう、米穀の需給の見通し等の情報提供や支援を講じています。

30年産以降



米に関するマンスリーレポート

価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理し、需給動向を適切に反映した生産や米取引に資することを目的として、毎月定期的に公表しています。

[米に関するマンスリーレポートは、農林水産省ホームページからご覧になれます]

(URL) <https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

4) 令和7年産に向けた兵庫県農業活性化協議会の取組

生産目安の提供

需要に応じた米生産に取り組めるよう主食用米の作付判断の参考となる「令和7年産主食用米の生産目安」を算定しました。

【県域の生産目安】

国の需給見通し(令和6年10月公表)では、令和7年産の主食用米等生産量は令和6年産の生産実績と同水準の683万tと設定しています。

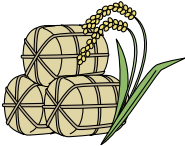
本県の令和6年産主食用米生産実績(139,964t)は、同年の生産目安(150,000t)を下回り、民間在庫量は減少、県産米相対取引価格は上昇しています。また、県内集荷業者からは前年度より取扱量を増やしたいとの意向があります。

以上の状況や各地域の作付意向等を勘案し、**兵庫県の令和7年産主食用米の生産目安は、令和6年産生産目安と同等の150,000tと算定しました。**

【地域の生産目安】

各地域農業再生協議会の令和7年産生産目安に対する意向、過去の作付実績等を踏まえ、算定しました。

⇒市町別の生産目安はパンフレット19ページを参照ください。



契約栽培等出荷相談先リストの紹介

兵庫県では契約栽培を推進するため、実需者等からの取引の希望条件を記載した業務用米・加工用米、飼料用米・WCS用稲の契約栽培等出荷相談先リストを作成していますのでぜひ御活用ください。

イメージ図【契約栽培等出荷相談先リストの例】

令和7年産の業務用米・加工用米等の契約栽培等出荷相談先リスト								
用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				契約相談
				生産条件等	価格条件等	その他取引条件等	最低取扱数量	
業務用 (外食業者向け)	㈱△△△	県南～淡路	品種指定：やまだわら 品種指定：たちはるか	指定なし	別途相談になります	乾燥調整は指定施設を利用	1経営体あたり20t以上	△△△ ○○-△△△△ (…@…com)
加工用米	▲▲▲米穀	県南	品種指定：○○○○	使用資材指定	別途相談になります	3年以上の複数年出荷契約	1経営体あたり5t以上	▲▲▲ ○○-△△△△ (…@…com)

※ 契約栽培等出荷相談先リストについては兵庫県ホームページに掲載しています。

➡<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nogyokeiei/keiyakusaibaitoushukkasoudansaki-list.html>

または、「契約栽培リスト」で検索

集荷業者の方で、契約栽培等出荷相談先リストへの掲載を希望される方は、**県農業経営課(TEL：078-362-3409)**までお問い合わせ下さい。



2 作付転換への支援

支援対象は販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農です

1) 水田活用の直接支払交付金等

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

＜交付対象水田＞

- 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地は原則対象外。
- たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は対象外。
- 土地改良区内にあっては、水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地は対象外。
- 5年間に一度も水張り(水稻作付け)が行われていない農地は令和9年度以降は原則対象外。ただし、令和7年度、令和8年度の対応として、①湛水期間を1か月以上行う、②連作障害を回避する取組を行う、のいずれかが確認できた場合、水稻作付けが行われたものとみなす。

※交付対象水田の要件は、今後変更する可能性があります。

(1) 戦略作物助成

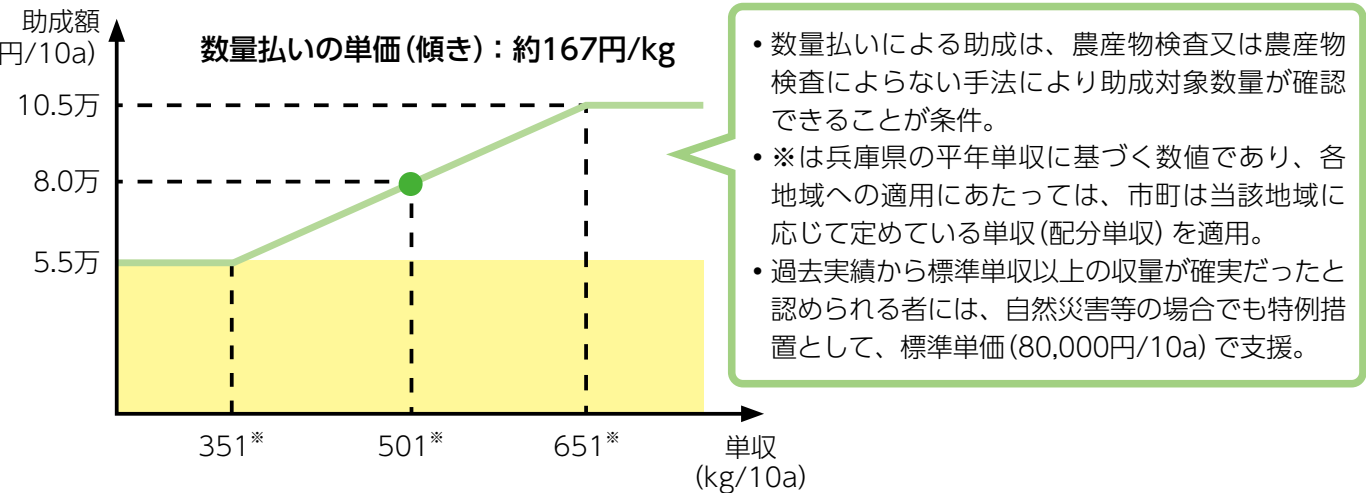
水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

※1 多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a(5.5～8.5万円/10a)令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

飼料用米(多収品種)、米粉用米の収量と交付単価の関係(イメージ)(兵庫県平均単収の場合)



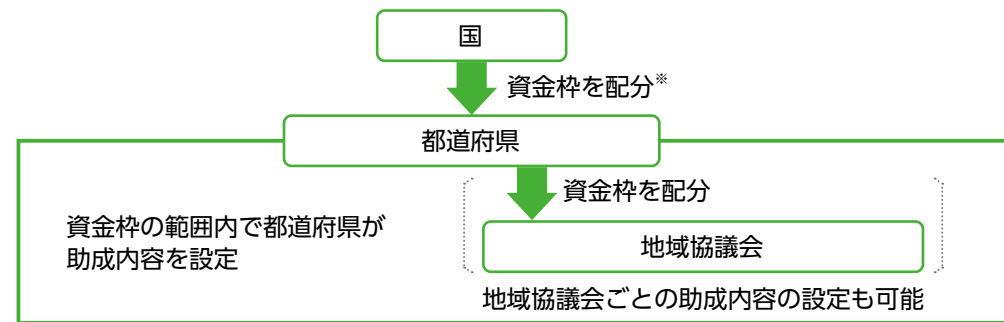
(2) 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

取 組 内 容	配 分 単 価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※（3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1万円/10a

※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象



※作付転換の実績や計画等に基づき配分

(3) 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

(4) コメ新市場開拓等促進事業

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

※予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

(5) 畑地化促進助成（令和6年度補正予算と併せて実施）

水田を畑地化して、高収益作物及び畑作物（高収益作物以外）の定着等を図る取組等を支援します。

① 畑地化支援^{※1}：10.5万円/10a

② 定着促進支援^{※1}（①とセット）：2万円（3万円^{※2}）/10a×5年間
または10万円（15万円^{※2}）/10a（一括）

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

※1 対象作物は、高収益作物（野菜、果樹、花き等）及び畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）

※2 加工・業務用野菜等の場合

2) 兵庫県で設定する産地交付金

以下の内容で県段階の産地交付金を設定すべく調整していますが、予算の都合等により今後、内容に変更が生じる可能性があることについて、御留意ください。

令和7年産の産地交付金の県設定メニューについては、令和6年産の基本的な枠組みを維持します。

加工用米（低コスト・高品質化）

助成単価 10,000円／10a 以内

対 象 者 加工用米を生産する農業者等

対象面積 加工用米作付面積

留 意 点 下記に掲げる取組を1つ以上行っている必要があります。

- ①種子更新を行っているもの
- ②県内の加工業者と契約を締結しているもの
- ③加工用米の作付面積が1.0※ha以上 ※特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2とする。
- ④兵庫県認証食品の認証を受けているもの

加工用米（複数年契約）

助成単価 15,000円／10a 以内

対 象 者 加工用米を生産する農業者等

対象面積 加工用米作付面積のうち、複数年（3年以上）契約に取組む面積

留 意 点 3年以上の複数年契約の取組を対象

飼料用米（生産性向上・担い手支援）

助成単価 10,000円／10a 以内

対 象 者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織 等

対象面積 飼料用米作付面積（10a以上）

留 意 点 県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷・販売を行う取組であること

新市場開拓用米（担い手支援）

助成単価 10,000円／10a 以内

対 象 者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業法人

対象面積 輸出など内外の新市場の開拓を図る米の作付面積

留 意 点 輸出向け日本酒の原料用米は対象外

野菜

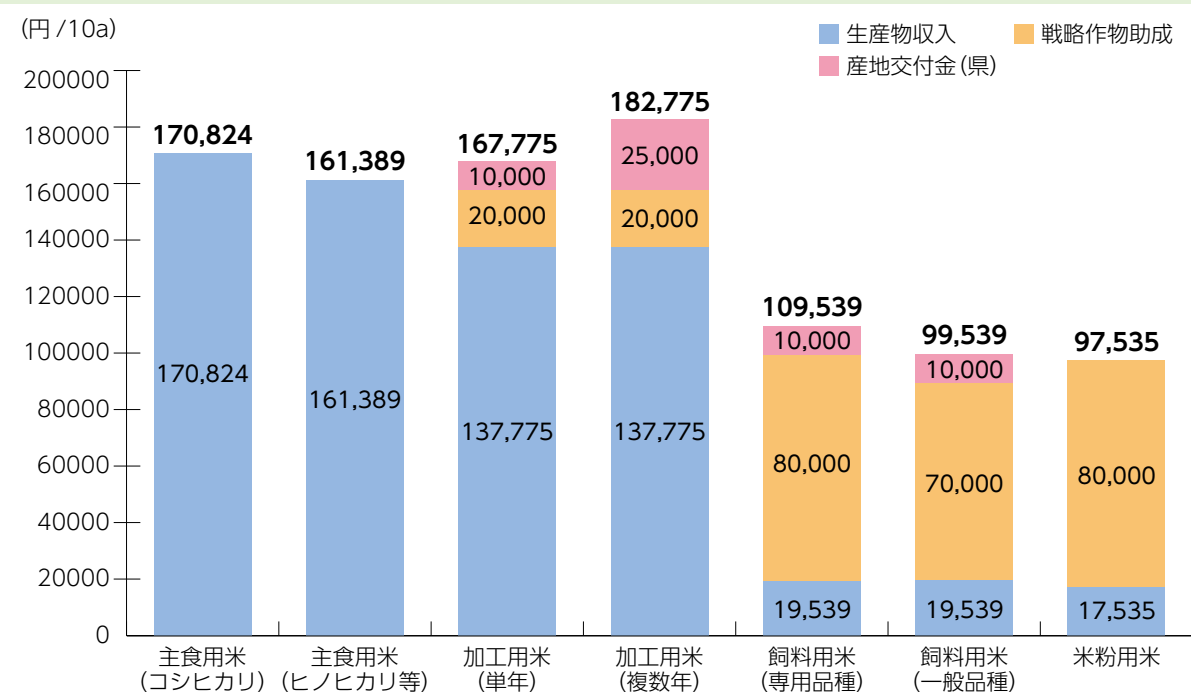
助成単価 3,000円／10a 以内

対 象 者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業法人

対象面積 野菜の作付面積（露地：10a以上）

作付品目別収入の比較(10aあたり)

主食用米だけでなく、需要のある品目で収益の確保を!



- 生産物収入は、農林水産省マンスリーレポート(令和7年1月公表)を参考とした主食用米単価、県内集荷業者の聞き取り(令和7年2月5日時点)による飼料用米、米粉用米の単価に、県平均単収501kg/10aを掛けて試算。
- 飼料用米、米粉用米は、収量に応じ戦略作物助成の変動(5.5万円～10.5万円/10a)がある。
※飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a(5.5万円～8.5万円/10a)とする。

この資料に掲載されたメニューの他に、各地域(市町)段階で設定される産地交付金メニューもあります。

産地交付金に関するお問い合わせ先

兵庫県農林水産部農業経営課集落農業活性化班
経営構造対策担当 078-362-3409(直通)

3) 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援(伴走支援)を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)等に要する経費を支援します。

事業の内容(令和6年度補正予算額：450億)

(1) 畑地化支援

水田を畑地化^(※)して、①高収益作物及び②畑作物(高収益作物以外)の本作化に取り組む農業者を支援します。(※交付対象水田から除外する取組をいう(地目の変更を求めるものではない)。以下同じ。)

(2) 定着促進支援

① 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

② 畑作物(高収益作物以外)

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

(3) 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

【留意事項】農業者単位等で、取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、予算の範囲内で採択。

事業イメージ

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	(1) 畑地化支援(令和7年度単価)	(2) 定着促進支援(令和7年度単価)
① 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・2(3 ^{※1})万円/10a×5年間 または ・10(15 ^{※1})万円/10a(一括)
② 畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・2万円/10a×5年間 または ・10万円/10a(一括)

※1 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど^{※2})に要する経費を支援(定額(1協議会当たり上限300万円))

※2 畑地化(交付対象水田からの除外)に際しては、**借地の場合には、賃借人(耕作者)が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援(定額(上限25万円/10a))

4) 麦・大豆の国産化の推進

産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・農業機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、民間主体の**一定期間の保管**、**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

事業の内容

(1) 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

① 生産対策(麦・大豆生産技術向上事業)

麦・大豆の増産を目指す産地に対し、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入等を支援します。

② 流通対策

ア 麦・大豆供給円滑化推進事業

国産麦・大豆を一定期間保管することで安定供給体制を図る取組を支援します。

イ 新たな麦流通モデルづくり事業

麦の流通構造の構築に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。

③ 消費対策(麦・大豆利用拡大事業)

国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

事業イメージ

生産対策	流通対策	消費対策
・営農技術の導入(定額) ・農業機械の導入(1/2以内)	・一定期間の保管(定額、1/2以内)	・新商品の開発等(定額、1/2以内)



麦・大豆の国産化を一層推進

3

経営所得安定対策

1) 支援対象は認定農業者、集落営農、認定新規就農者

① 認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者で、いずれも規模要件はありません。

認定農業者や集落営農の構成員等になっていない方は、農業経営改善計画の提出や集落営農への参加、新たな集落営農の組織化等を早めに進めましょう。

② 集落営農の加入要件

集落営農が経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)に加入するには、

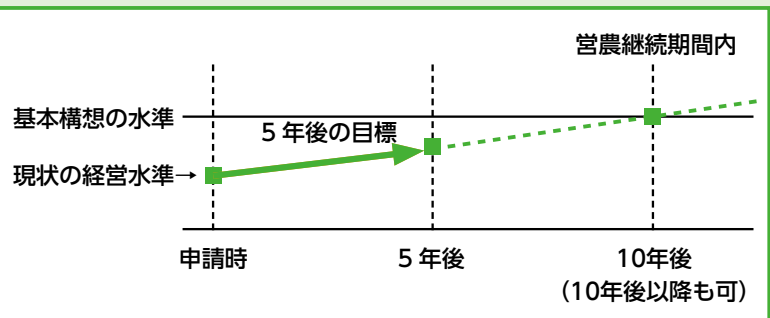
- 組織の規約を作成していること
- 対象作物について共同販売経理を行っていること
- 「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、各市町が確実に行われると判断していること

の3要件を満たすことが必要です。

(参考) 農業経営改善計画の認定の考え方

認定農業者の認定を受けられるのは、市町が基本構想で示す目標を目指して、自ら経営改善に取り組む意欲と能力のある人です(現在の年齢や経営規模の大小だけで画一的に判断されることはありません)。

このような人であれば、5年間(農業経営改善計画の計画期間)では市町が基本構想で示す目標を達成できそうになくても、将来的に到達の見込みがあれば、認定を受けることができます。



農業者年金と経営所得安定対策等の重複申請の発生防止について —すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ—

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金または特例付加年金を受給している(受給することとなった)方は、原則経営所得安定対策等の申請はできませんので、移譲先の名義で申請する必要があります(農業者年金に関することは市町農業委員会にお問い合わせください)。

2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆、そば、なたね)の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金が直接交付されます。

(1) 対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模要件はありません)

(2) 支払方法

支払いについては、生産量と品質に応じて交付する「数量払」を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する「面積払」は「数量払」の先払いとして支払われます。

(3) 数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

② 交付単価(全国一律)

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

なお、面積払を受けた者には、その交付額を控除して支払われます。

また、令和5年産から交付対象作物ごとに課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分けられていることから、免税事業者向けの単価を申請する方については、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要となります。

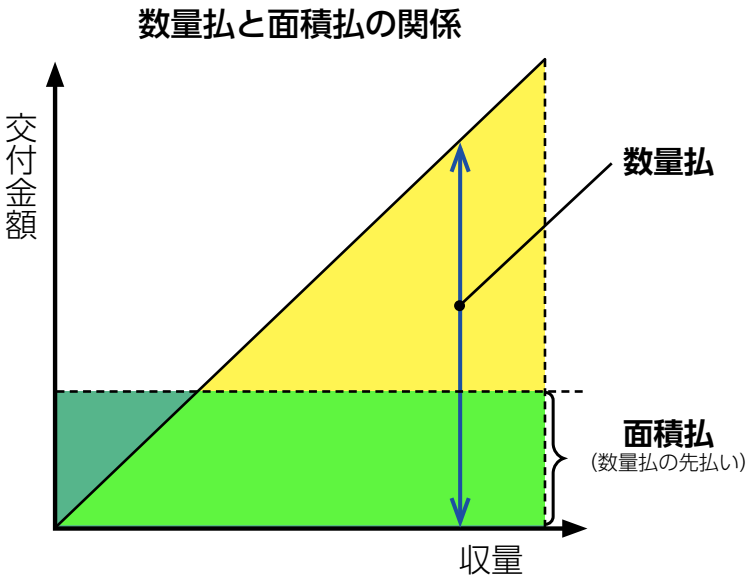
(4) 面積払(営農継続支払)

① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

2万円/10a
(そばは1.3万円/10a)



支援内容(数量払) [交付単価は令和5年産～7年産に適用]

※免税事業者向け単価申請者は確定申告書等の提出が必要です。

① 小麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
(等級／ランク)		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麵用品種(円／60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外(円／60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

② 大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
(等級／ランク)		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦(円／50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦(円／50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦(円／60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

③ 大豆

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分(等級)		合格又は合格相当
普通大豆(円／60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆(円／60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

④ そば

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば(円／45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

⑤ なたね

品質区分(品種)		キザキノナタネ、キラリボシ、ナナシキブ、きらきら銀河、ペノカのしずく	その他の品種
なたね(円／60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

価格が下落した際等に収入を補填する制度です。

(1) 対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模要件はありません)

(2) 対象品目

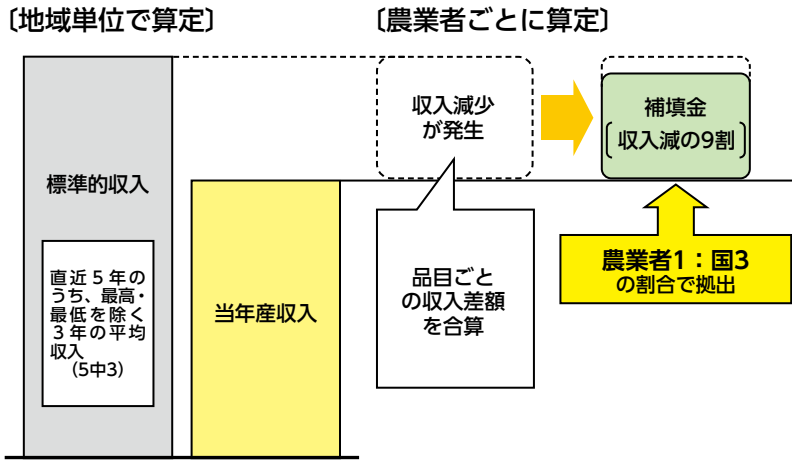
米、麦、大豆、
※1 麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

(3) 補填額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、**その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填**します。

なお、米については、需要に応じた生産を後押しするため、ナラシ対策の補てん対象となる米は、農業者が事前に集出荷業者(JA等)と出荷契約を結んだもの等に限定されています(このため加入申請時に「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要)。

- 農業者は対策加入時に、①標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース)と、②20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を8月31日までに拠出します。
- 国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- 補填金は、米については収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績に基づき、また、麦・大豆等については、ゲタ対策(数量払)の交付対象数量に基づき、5月下旬～6月頃に支払います。



- 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、H31の収入保険の導入以降も、担い手を対象としたセーフティネット対策として、担い手経営安定法に基づき実施。



- 農業者は「収入保険」か「ナラシ対策」のどちらかを選択して加入することができます。

4) 交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール(予定)

	令和7年												令和8年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
申請手続 交付金の 交付																		

(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、7月1日までに、最寄りの地域農業再生協議会(市町、JA等)又は国(県域拠点等)へ提出してください。(加工用米及び新規需要米の取組計画書の変更を行う場合は、8月20日までに変更後の営農計画書を提出してください。)

ナラシ対策に加入される方は、同時期までに加入申請(積立て申出)を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期(予定)

①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)		
ア 面積払	: 生産年	8月～12月頃
イ 数量払	: 生産年	10月～4月頃
②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	: 生産年翌年	5月～6月頃
③水田活用の直接支払交付金	: 生産年	10月～3月頃

注: 上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。ゲタ対策の大豆・そばの数量払の交付申請期限は4月末となりますが、特段の遅延理由がない場合は、3月5日までに申請してください。

(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類(当年産の出荷・販売伝票の写し等)及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注: 農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料(ゲタ対策)」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料(ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米)」に代えることが可能です。

注: 畑地化促進事業、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業及び小麦・大豆の国産化の推進の申請期間等は、都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。

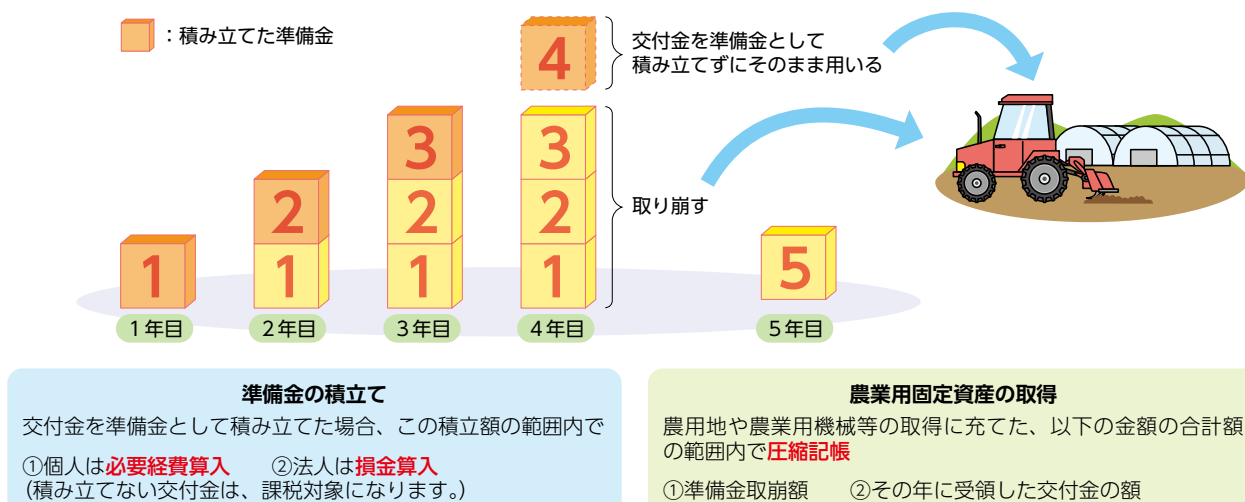
5) 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を支援します。

税制特例の内容

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合



対象者

青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者であって、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町が策定する**地域計画**に位置付けられた**農業を担う者**

対象資産

- **農用地**
農地、採草牧草地
- **農業用の機械・施設等**
(取得価額30万円以上のものに限る)
・ 機械及び装置・器具及び備品
・ 建物及びその附属設備・構築物・ソフトウェア

対象交付金

- 経営所得安定対策の交付金（ゲタ・ナラシ）
- 水田活用直接支払交付金
 - ・ 水田活用の直接支払交付金*
 - ・ 畑地化促進事業（R 6 補正）*
 - ・ 畑作物産地形成促進事業（R 6 補正）
 - ・ コメ新市場開拓等促進事業（R 7 当初）

注：*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。



農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての**農林水産大臣の証明書**が必要です（パソコン等から印刷した証明書も、確定申告書の添付資料として活用できます。）。
証明書の申請手続きについては、お気軽に**地方農政局・県拠点等**にお問い合わせください。

4

収入保険制度

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補填します。



1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

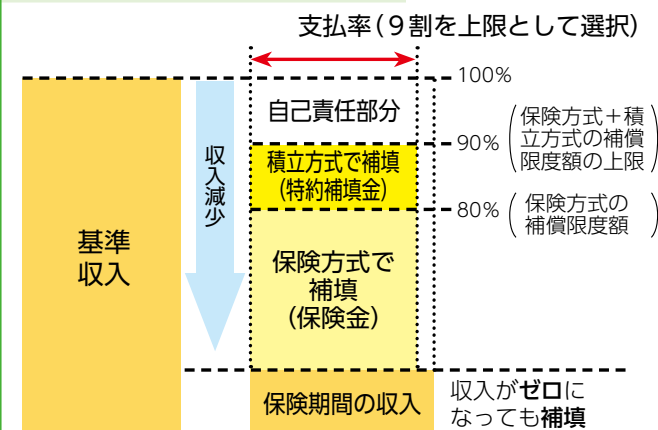
- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

3) 補填の仕組み

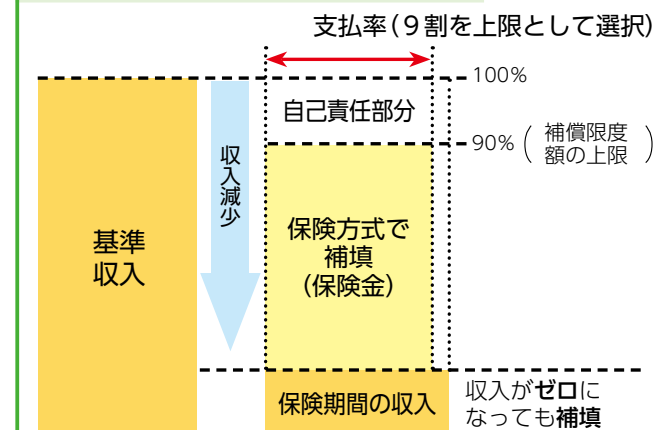
- 保険期間の収入が**基準収入の9割**（5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、**下回った額の9割を上限として補填**します。

- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。
- ※ 保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



- 基準収入が1,000万円と最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。（※ 5年の青色申告実績がある者の場合）

4) 保険料、積立金等

● 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入(補償限度80%)の場合、1.498%(国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料(事務費)を安くすることができます！

共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**を利用する方は、**付加保険料(事務費)**が割引となります。

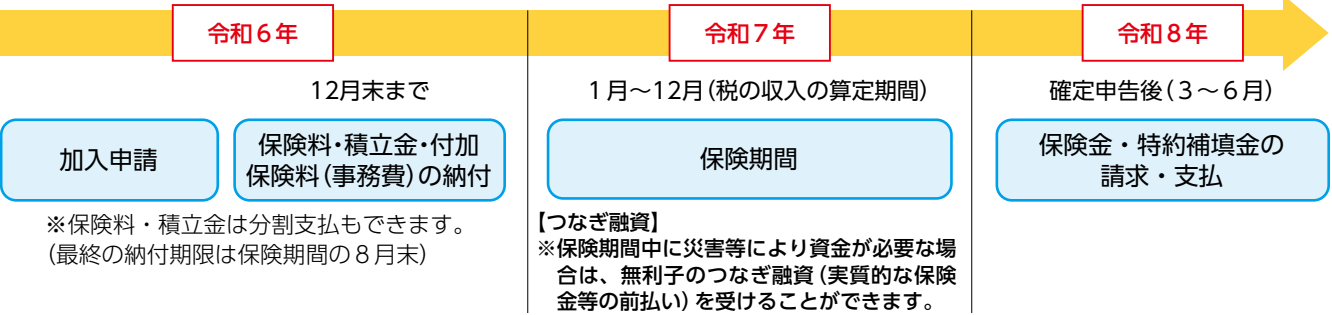
	インターネット申請と自動継続特約を 両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和7年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)など詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

収入保険に関する地域の相談窓口一覧

<https://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)のホームページでご覧になれます。

収入保険 NOSAI

検索

令和7年産米の市町別主食用米の生産目安 (全体数量及び面積換算値)

兵庫県における主食用米の生産目安 150,000 玄米トン
(同面積換算値) 29,940 ha

市 町 名	令和7年産米市町別 主食用米の生産目安		(参考) 令和6年産 生産目安面積 との比較 ha	市 町 名	令和7年産米市町別 主食用米の生産目安		(参考) 令和6年産 生産目安面積 との比較 ha
	玄米トン	面積換算値 ha			玄米トン	面積換算値 ha	
神戸市	9,656	1,886	0	姫路市	9,111	1,794	0
尼崎市	168	35	0	神河町	1,578	336	0
西宮市	281	59	0	市川町	1,779	363	0
芦屋市	4	1	0	福崎町	1,559	306	0
伊丹市	178	36	0	相生市	860	168	0
宝塚市	801	163	0	赤穂市	1,978	382	0
川西市	213	43	0	上郡町	2,006	396	0
三田市	4,724	935	0	佐用町	3,395	689	0
猪名川町	847	173	0	たつの市	6,315	1,201	0
明石市	1,420	274	0	穴栗市	4,286	893	0
加古川市	5,499	1,038	0	太子町	936	180	0
高砂市	529	103	0	豊岡市	12,874	2,559	0
稲美町	4,080	779	0	香美町	2,306	478	0
播磨町	101	20	0	新温泉町	2,447	502	0
西脇市	1,405	287	0	養父市	3,251	663	0
三木市	3,103	642	0	朝来市	4,500	905	0
小野市	4,811	931	0	丹波篠山市	10,745	2,166	0
加西市	8,032	1,554	0	丹波市	13,147	2,750	0
加東市	3,618	721	0	洲本市	3,810	749	0
多可町	2,211	473	0	南あわじ市	7,306	1,452	0
				淡路市	4,422	877	0

※端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

※主食用米の「生産目安」については、需要を踏まえた適切な作付判断を後押しするため、県協議会において、本県産の主食用米の需要動向や生産余地を踏まえて算出したものです。

兵庫県農業活性化協議会